

【介護支援専門員の更新フローチャート】

介護支援専門員証の「有効期間満了日」を確認して下さい



ここを確認！

介護支援専門員証の有効期間満了日までに、介護支援専門員として実務に従事した経験が1か月以上ありますか

はい

いいえ

更新研修Ⅱ(実務未経験)※③
の修了が必要です

主任介護支援専門員の有効期間がある

いいえ

はい

前回の更新時、あなたが受けた研修は

実務研修
(今回初めての更新)

専門課程Ⅰ・専門課程Ⅱ

更新研修Ⅱ
(実務未経験)

専門課程Ⅱのみ

再研修

主任を更新しますか

はい

介護支援専門員証の有効期間満了日までに主任更新研修を受講することができる

はい

【専門課程Ⅰ】※①
【専門課程Ⅱ】※②
両方の修了が必要です

【専門課程Ⅱ】※②
の修了が必要です

いいえ

【主任更新研修】※④
の修了が必要です

※①～④の詳細は別紙「令和4年度滋賀県介護支援専門員法廷研修一覧」を参照(青紙)

【裏面も確認】

【研修についての注意事項】

- フローチャートは令和4年2月に作成したものです。国の通知等により随時修正し、県ホームページに掲載しますので、各自、必ずご確認ください。
- 研修を修了しただけでは証の有効期間は更新されません。必ず証の更新申請をしてください。
- 専門課程Ⅰの日程が終了していないと専門課程Ⅱの受講はできません。
- 同年度内に専門課程ⅠとⅡの両方を受講する方は、必ず受講される専門課程Ⅰのコース最終日より前に専門課程Ⅱが始まらないように留意してコースを申し込んでください
- 介護支援専門員証を更新しなかった場合、有効期間満了後、証は失効となり介護支援専門員の業務に就くことはできません。ただし、介護支援専門員としての登録は残ります。
証失効後、再度、介護支援専門員の業務に就くには、「再研修」を修了する必要があります。

【主任更新研修について】

- 「主任更新研修」を修了した方は、証の更新に必要な研修(以下「更新研修」という)を修了したとみなされるため、更新研修の受講が免除されます。この取扱は「主任**更新**研修」のみであり、「主任研修」を修了しても更新研修は免除されませんのでご注意ください。
- 主任更新研修修了後は介護支援専門員証の更新手続きを行ってください。更新手続きを行わないと証の満了日は更新されません。(主任の満了日は自動更新されます)

【有効期間の特例措置について】

- 都道府県の判断で法定研修を延期または中止する場合、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員等については、都道府県が認める期間内は臨時的に資格を喪失しない取扱とされました。(令和2年2月25日付厚生労働省老健局振興課事務連絡)
- 本県における臨時的な有効期間の取扱(以下「特例措置」という。)については令和2年6月12日付けおよび令和3年9月10日付けで通知文を送付しておりますので、そちらをご確認ください。
- **令和2年6月9日から令和5年3月31日**までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える者については、本来の有効期間満了日の翌日から2年間は資格を喪失しません。
- 研修修了後の有効期間は、本来の有効期間満了日(現在お持ちの証の有効期間の満了日)の翌日から5年間となります。
- お手元がない方は滋賀県ホームページからダウンロードできます。

【研修および更新に関する手続きについては滋賀県ホームページをご確認ください】

「県民の方」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉・介護」→注目情報「介護支援専門員について」



【裏面も確認】